

## 令和6年度彦根市インバウンドプロモーション事業委託業務 仕様書

### 1 事業目的

世界遺産登録を目指している彦根城は、現在ユネスコの諮問機関による事前評価制度を活用しており、最短で令和9年度の世界遺産登録に向けて一歩前進している中で、本市へのインバウンド誘客を実現するためには継続的な情報発信を行うことが必要不可欠である。

本事業は、台湾、欧米諸国を含めた英語圏および中東諸国を含めたアラビア語圏の地域からの観光客誘致を推進するため、効率的かつ継続的な情報発信を行うことにより、ターゲット地域における本市の認知度向上、興味・関心の喚起および訪問への意欲を高めることを目的とする。

### 2 事業内容

下記の要素を充足することを最低要件とし、本市が定めるターゲット地域に対して効果的な情報発信および提供が可能である手法を選定・実施すること。

#### (1) インバウンド向け SNS アカウントでの記事投稿

- ア 中国語(繁体字)、英語およびアラビア語の3アカウントによる情報発信を行うこと。
- イ 中国語(繁体字)、英語およびアラビア語に翻訳した記事を制作すること。また、それぞれの言語におけるネイティブスタッフによる確認を行うこと。
- ウ 1ヶ月単位で投稿内容を市と協議し、決定すること。  
また、別途市からの指示による情報発信依頼があった場合には、適宜投稿を行うこと。
- エ コメント、メッセージへの対応を適切に行うこと。
- オ 各アカウントについては、彦根市が開設するアカウント(Facebook:彦根旅遊指南(繁体字)、Hikone Travel Guide(英語)、*دليل السفر في هيكوني*(アラビア語))を活用すること。

#### (2) 彦根市が開設するランディングページ(ウェブサイト: TAKE A ONE-DAY BREAK HIKONE)2言語(中国語(繁体字)、英語)を活用した情報発信

- ア 彦根市が開設するランディングページ(中国語: <https://trip.hikoneshi.com/tw/> 英語: <https://trip.hikoneshi.com/en/>)について、以下イ~エに掲げる事項を最低要件とするが、より効果的な情報発信の手法を提案・実施することも可とする。
- イ 市からの指示による情報更新の対応を行うこと。
- ウ 適宜 SEO 対策を行うこと。
- エ ランディングページ全体が常時正常に動作・表示されていることを確認することとし、不具合が発生した場合は復旧に向けて速やかに対応すること。

#### (3) (1)および(2)のほか複数の手法を用いる場合、その相互の相乗効果を十分に検討し、統一感のある効果的な手法を選定すること。

#### (4) その他

- ア ウェブサイトの毎月のアクセス数推移、SNSの毎月のフォロワー獲得数推移・リーチ数・投稿記事ごとの反響(エンゲージメント)、フォロワー属性(地域・年齢・性別)などの、配信状況などを市に報告すること。
- イ 提案内容に応じた目標 KPI を設定し、当該 KPI 達成のための施策を実施すること。
- ウ 本委託業務を遂行するにあたり、適切なアカウント運営・管理体制ならびに市との連絡体制を整えること。

エ 観光需要回復期の本市への誘客につながるよう、効果的なプロモーションを行うこと。

### 3 ターゲット地域

台湾、欧米諸国を含めた英語圏および中東諸国を含めたアラビア語圏

### 4 契約期間

契約締結日 から 令和 7 年 3 月 31 日まで

※実際のプロモーション期間については別途協議する。

### 5 委託料上限額

1,494,900 円（消費税および地方消費税を含む）

※原則完了後払いとするが、詳細は受託事業者と別途協議する。

### 6 成果物

受託者は、本業務が完了したときは、以下の成果物を納品するものとする。

- (1) 業務の実績報告書（効果測定結果含む）
- (2) ランディングページ(ウェブサイト)アクセスレポート
- (3) 業務実施において作成した成果物（デザインや写真、動画ファイルおよびそれらに類するもの）
- (4) 必要に応じて調査等を実施した場合の資料およびその結果

### 7 留意事項

- (1) 委託料には、事業を実施するにあたり必要となる費用全てを含むこととし、追加支出および頒布物等の提供は一切認めない。
- (2) 業務実施に必要な写真・画像等について、原則として受託者で撮影を行う等により用意することとするが、季節柄等によりやむを得ず受託者で用意ができないものについては、協議のうえ、市所有の写真・画像等の提供も可能とする。ただし、その他製作に必要な第三者が撮影・作成した、写真・画像等の使用に関する諸権利については、受託事業者において処理（許諾、契約、同意等）することとする。
- (3) 必要に応じて、文字校正、色校正、各種コンテンツの校正を行うこと。校正作業にあたっては、市が校了と判断するまで行うものとする。
- (4) 本件成果品の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条および第 28 条の権利を含む。)の全ては彦根市に帰属する。したがって、彦根市は制作物の全部または一部をインターネットや彦根市の出版物等において自由に使用できるものとする。ただし、従来から受託事業者が権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託事業者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) (4)の著作権は、本件成果品に係る検収(検査)に合格し、受託事業者から彦根市へ引き渡しを受けた時に移転するものとする。
- (6) 受託事業者は、彦根市または彦根市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しない

ものとする。

- (7) 受託事業者は、成果品の納品後、契約不適合が発見された場合は、彦根市の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。その際に必要な経費は、受託事業者が負担するものとする。

## 8 その他

この仕様書に定める事項について紛争が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)、その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて、当事者間で協議してこれを定めるものとする。